

(様式第4号)

第3回真田地区有線放送電話審議会 会議概要

1 審議会名	第3回真田地区有線放送電話審議会
2 日時	令和元年7月3日(水) 午後7時00分から午後8時30分まで
3 会場	真田地域自治センター2階 多目的ルーム
4 出席者	倉寫幸雄会長、三井厚子副会長、大久保秀子委員、大塚昌幸委員、神田學委員、下条明敏委員、中沢盛雄委員、町田洋子委員、宮本恵美委員、柳澤治男委員、小野塚幸絵委員
5 市側出席者	山崎センター長、塚田地域振興課長、渡辺有線放送担当係長、田中主査
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和元年7月8日

協議事項等

1 開会
2 会長あいさつ
3 真田地域自治センター長あいさつ
4 委嘱書交付
5 自己紹介
6 協議事項
(1) 有線放送電話の将来推計について
(事務局)
審議会第1回、第2回の会議概要を説明
資料1 「真田有線放送電話事業 業務量の推移」説明
資料2 「有線放送電話事業 決算及び今後の収支推計(電話+放送)現体制維持」説明
資料3 「有線放送電話事業 決算及び今後の収支推計(電話+放送)正職員1名体制」説明
資料4 「有線放送電話事業 決算及び今後の収支推計(放送)月額1500円」説明
資料5 「真田有線放送電話加入者アンケート結果について」説明
《質疑応答》
(委員) 今、放送機器の説明があったが、ケーブルのほうはどうか。今のケーブルは何年ぐらい経過しているか。相当の年月がたっているが、試算に入っていない。
(事務局) 今の試算には入っていない。このほかにケーブルの更新も必要になる。
(会長) 資料3で、令和4年以降職員が2名から1名になった場合、運営していけるのか。基金が1億8千万円、この試算は単年度だけ、企業会計ですから資本と負債があるが、平成2年に設備投資したときの減価償却も30年近くやってきた。その累計額もある。いままでずっと黒字できたので、その累計額もある。それを合わせて1億8千万ということか。
(事務局) 1億8千万は基金として、積立金として設備の改修のための貯金してある金額だけで1億8千万ということ。
(会長) そうするといままでの黒字の金は別にあるのか。
(事務局) 建設改良のための積立が1億8千万円です。赤字を補てんするためのお金が約6千万円です。減価償却したのは、平成2年に購入した機械があって、それは毎年減価償却費で費用に算入していき費用化している部分があり、残っているのはまだ費用化していないものがある。それはまだ費用化していないものを、たとえば令和2年に更新した場合は、費用化していない部分(除却する部分)が900万円位ある。1億8千万円は現金としての貯金ですから、それと減価償却のいままでの累計とはちょっと性質は別です。実際には純粋に積立金として持っているお金が1億8千万円と赤字が出た時に補てんするため

の積立金が約6千万円あり、企業が現金が不足してきて倒産する場合は、現金そのものが無くなったときですが、有線会計は現在約4億円は現金で持っているの、たとえば減価償却費が毎年600万円とか出ているが、実際は現金を支出しているわけではない。損益計算書では費用として減価償却費が出ているが、実際は過去に購入した資産を毎年費用化しているものですから、実際は現金の動かない費用もある。お金としては、貯金が約1億8千万円、と6千万円と手持ちの資金がある。

(委員) 純資産はいくらあるのか。

(事務局) 現時点で、建設改良積立金1億8千万円と6千万円が純粋に現金です。それを基金の目的外に充てるには議会の議決が必要であるとか制約がある。建設改良積立金は設備を更新するための基金ですから設備更新に使えるわけです。

(会長) 職員1名にする人件費についてはどうか。

(事務局) 資料3放送電話費の500万円は、元年度、2年度は正職員の人件費は0ですが、臨時職員の人件費3名分のほか放送費用です。2行下の総係費の1,110万円が正職員1名分です。正職員1名体制というのは、正職員1名プラス臨時職員3人の状態です。令和3年度は正職員が約4カ月だけ復帰してくる分が620万円と500万円の差額の120万円である。令和4年度の500万円は臨時職員3人分と番組制作などの放送電話費である。現状では育児休暇で1人欠員で臨時職員が3人と係長が1人で運営できている状態である。

(会長) 純資産があるからそれを切り崩していけば当分はもつということで良いのか。

(事務局) そうです。

(委員) 機械が故障した場合に通話ができなくなるが、その場合はどのような対応をするのか。

(事務局) そういう状況も考えているが、復旧できないような致命的な場合はその月の有線全加入者の通話料はいただかないということで考えている。どういう方法で加入者に周知するかというと、放送ができる状態であれば放送をして、放送機器も故障してできない場合は郵便で通知する。坂城町の有線放送の事例で、古い交換機を使用していたが支局に落雷があつて交換機が故障して通話ができない状態があつた。真田に置き換えてみると、傍陽局に落雷があつた場合は傍陽局からの通話ができなくなるとそれ以外の局から傍陽局に通話ができなくなるので、一か所でも致命的な故障になれば通話料金はいただかないことになる。

(事務局) 先ほど、純資産があるから、単年度で赤字となっても、それを切り崩していけば当分もつという話がありましたが、通話の機能が必要だとして更新しようとする、4億円くらいかかるとされています。積立金が1億8000万円あるとしても2億円から3億円が必要になります。その場合、各加入者に10万から15万円の負担をお願いしないと、通話機能の更新はできないことをご了解いただきたい。

(委員) 有線放送を行政で行っているところはあるか。

(事務局) 県内では真田有線のみ。

(委員) 加入促進チラシを昨年出しているが、明日壊れるかもしれないのに加入チラシを出している。何らかの答を出した方がいいのではないか。

(事務局) 過去2回の答申は、現状維持となっているが今回は、それとは異なる方向性を出した方が良く考えている。

資料6 「消費税の改定に伴う条例改正結果について」説明

(2) その他

(事務局) 次回の審議会は、放送機器更新の見積を業者に依頼しており、その結果は9月頃になるので10月頃の開催を予定する。